

## 「平成 28 年度 ニュージーランド ワイカト大学海外短期派遣支援事業」募集要項（追加募集）

### 1 趣 旨

本事業は、グローバル推進本部国際戦略室（以下、国際戦略室）が構築した海外とのネットワークを活用し、協定締結校等における海外短期派遣を実施、派遣学生を支援する。優秀な学生の海外研修を支援することにより、本学の世界を視野に入れた教育・国際水準の研究機会を充実させ、国際的視野を持った優秀な人材の育成及び輩出、本学の国際競争力の一層の向上を図る。

### 2 事業概要

本学と交流協定を締結しており、本学の提携校であるワイカト大学（ニュージーランド、ハミルトン市）附属 Pathways College に 3 週間程度の研修を行う学生に対し、研修費用の一部を支援する。また、この研修に参加することで、短期留学科目 EG102:English for Global Experience Gateway(Waikato)の 2 単位を与える。

### 3 研修内容

- (1) ワイカト大学附属 Pathways College 必須・選択科目、会津大学特別クラス、クラブ活動等
- (2) ホームステイ

### 4 募集人数

2～3 名程度

### 5 派遣期間

平成 29 年 3 月 4 日（土）～ 3 月 26 日（日）日本着

### 6 応募資格及び要件

- (1) 本事業の対象者は、日本人学生に限る。
- (2) 平成 28 年度において、本学の学部 1 年生～ 3 年生で、学業及び研究成績が優秀なこと。  
また、応募するにあたり、短期留学科目 EG102:English for Global Experience Gateway(Waikato)を履修し、与えられた課題を適切に行い、ワイカト大学にて 3 週間の海外研修を終えた者には 2 単位を付与する。なお、学部 4 年生、大学院生の参加は不可とする。
- (3) TOEFL、TOEIC、IELTS、実用英語技能検定等の語学試験（本学で実施している TOEIC IP テスト含む）いずれかを受験していること。
- (4) 心身ともに派遣先における学業・生活に支障がないこと。
- (5) 研修の成果を本学及び地域における国際交流活動等に積極的に還元しようという意欲があること。
- (6) 採用された場合は本事業の研修内容向上のために研修に関する調査・アンケートなどを依頼した場合、指定された期日を厳守し回答すること。
- (7) ワイカト大学附属 Pathways College における授業や活動は必須であり、派遣先が提供するプログラムやイベント等には必ず参加すること。止むを得ず欠席する場合は、事前に派遣先のコーディネータ等に相談すること。
- (8) 短期留学科目 EG102: English for Global Experience Gateway (Waikato)における派遣先での課題を指定された期日を厳守し提出すること。
- (9) 証拠書類の提出やスピーキングテストを実施するため、帰国後直ぐに会津若松に戻り対応すること
- (10) 帰国後に報告書を指定された期日までに提出すること。なお、報告書はホームページ等に掲載する。
- (11) 帰国後に開催する発表会で、学習・研究成果や交流活動等について発表すること。

- (12) 本学からの助成金の他に日本学生支援機構の奨学金(7万円)を希望する場合、以下の要件を満たす必要がある。
- ・ 家族の世帯収入が日本学生支援機構の基準に合致すること。(別紙参照)
    - － 大学にて確認するため、採用が決定次第、速やかに所得証明書を提出すること。
  - ・ 日本学生支援機構の独自の算出方法による成績基準を満たすこと。(別紙参照)
    - － 成績基準の算出については、表中のパターン2で換算すること(D・Fは0ポイントとなる)。
  - ・ 帰国後に求められる報告書や調査には必ず期限を厳守し提出すること。
- (13) 二次選考(面接)に通過しなかった申請者で上記要件を満たす場合に限り、原則として、私費での参加を認める。

## 7 研修費用

採用内定日より前、あるいは平成29年3月31日より後に係る費用は支援対象とならないので注意すること。

### (1) 語学研修費(自己負担分)

General English コースフルタイム合計3週間分、成績表発行手数料、オークランド空港までの送迎費、ホームステイ21泊分(食費を含む)

※本プログラムに参加するにあたり、ニュージーランド政府が定めるCode of Practice for the Pastoral Care of International Students 準拠の医療・旅行保険に全員加入する。英語学校への学費を支払う際に、保険料(3人以上参加する場合は50NZD,それ以下だと98NZD)も一緒に支払う。保障内容の概略については別紙2を参照すること。

※上記以外の課外活動にかかる個人的な追加費用がある場合、自己負担となる。

### (2) 交通費(一部大学支援対象)

本学の旅費規程により算出した交通費(国内交通費とエコノミークラス航空運賃)の一部(上限約6万円)を本学より助成する。ただし、予算の範囲内で支援するため参加人数によって金額が変動する可能性がある。

## 8 支援額及び支払い

予算の範囲内で「支援予定額」を採用者ごとに決定し、支援額通知書にて採用者に通知する。出発前に「支援予定額」を採用者に通知し、帰国後に短期留学科目EG102: English for Global Experience Gateway(Waikato)の課題提出状況、証拠書類を確認して「支援確定額」を決定し、採用者に支払う。支援対象費用に係る領収書や航空券等の証拠書類を必ず保管し、帰国後速やかに提出すること。証拠書類がない費用については支援しない場合があるので注意すること。(ただし、国内交通費の領収書は不要。)

## 9 申請方法

本事業に応募する学生は国際戦略室(研究棟1階127)に次の応募書類を提出すること。  
(提出期限は、平成28年10月28日(金)午後5時)

### 【申請書類】

- ・ 申請書一式(国際戦略室にて配布)
- ・ 教員推薦書(※封をしたもの)
- ・ 語学能力試験の証明書写し

※ 教員推薦書は指導教員でなくても可能。ただし、学力や成績等について意見を求めることの出来る教員に依頼すること。入手不可能な場合には、事前に国際戦略室にその旨を知らせること。

※ 授業の履修登録については、採用者決定後に国際戦略室が事務手続きをする。

## 10 選考及び結果通知

選考及び結果通知は次により行う。

- (1) 申請書類及び成績証明書を参考に国際戦略室及び語学研究センター、学生部等が一次選考（書類審査）を行い、その結果を申請者に通知する。
- (2) 国際戦略室、語学研究センター及び学生部等による一次選考通過者への二次選考（面接）を行う。
- (3) 二次選考結果を一次選考通過者に通知する（採用者の内定）。
- (4) 国際戦略室が採用内定者を学長に提出し、学長が採用者を決定し、採用通知書にて採用者に通知する。

## 11 派遣決定の取り消し、研修の中止、及び支援額の返納について

本事業の期間中に次のいずれかに該当する事態が生じたときは、採用決定の取り消しまたは研修の中止を行うことがある。この場合、支援額の全部又は一部の返納を求める場合がある。

- (1) 申請事項に虚偽が発見されたとき
- (2) 本学または派遣先において、懲戒処分等を受けたとき
- (3) 本学を退学したとき
- (4) 安全確保の困難などやむを得ない事情により本学が研修中止と判断したとき
- (5) 自身の都合で採用を辞退するとき（辞退手続きに係る諸費用、支払済の費用は原則自己負担）
- (6) 短期留学科目 EG102:English for Global Experience Gateway(Waikato)の課題の提出を怠った、若しくは現地での授業、プログラム、及びイベントに正当な理由なく欠席したとき

## 12 問い合わせ先

語学研究センター 金子

e-mail: [kaneko@u-aizu.ac.jp](mailto:kaneko@u-aizu.ac.jp)

[Tel:0242-37-2591](tel:0242-37-2591)

別紙1：日本学生支援機構 奨学金受給要件

[家計基準]

学部生 (親の世帯収入)	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
	907万円以下	421万円以下
大学院生 (本人及び配偶者の収入)	修士課程	486万円以下
	博士課程	553万円以下

[成績基準]

在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数（以下の〔成績評価係数の算出方法例〕をもとに「成績評価ポイント」を換算し、小数点第3位を四捨五入して算出する。）が3.0点満点で2.30以上であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。

[成績評価係数の算出方法例]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出  
(小数点第3位を四捨五入)

成績評価					
4段階評価 (パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価 (パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価 (パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価 (パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価 (パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価 (パターン6)	A	B	C	D	F
<b>成績評価 ポイント</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

日本学生支援機構 平成28年度海外留学支援制度(協定派遣)事務手続きの手引きより抜粋

別紙 2 : Code of Practice for the Pastoral Care of International Students  
準拠の医療・旅行保険 保障内容の概略

<b>Policy Benefit Illustrations - refer to the policy document for full terms and conditions</b>	<b>Maximum Claimable Amount</b>
<b>SECTION 1 - MEDICAL AND RELATED EXPENSES</b>	<b>Unlimited</b>
Subject to the following sub limits:	
Medical Expenses whilst you temporarily return to your Country of Origin	\$200,000
Continuing Treatment (following repatriation to your Country of Origin)	\$20,000
Alternative Medical Treatment	\$500
Emergency Dental	\$500
Optical (provided your Policy is for at least six months)	\$300
Mental Illness	\$20,000
Accompanying Relatives	\$100,000
Residential Nursing Benefit and Scholarship Student Living Allowance	
• Residential Nursing Benefit	\$2,500
• Scholarship Student Living Allowance	\$3,000
Incidental Hospital expenses	\$2,000
Search and Rescue	\$10,000
Funeral Expenses	\$100,000
<b>SECTION 2 - REPATRIATION AND TRAVEL DISRUPTION</b>	<b>Unlimited</b>
Subject to the following sub limits:	
Loss of Deposits (including any non-refundable education provider fees)	\$100,000
Repatriation due to Mental Illness	\$25,000
Resumption of Travel	\$30,000
False Arrest	\$10,000
Hijack Cash Benefit \$100 per day	\$2,000
Rental Vehicle Return	\$1,000
Travel Delay	\$10,000
Missed Travel Connection	\$25,000
<b>SECTION 3 – LUGGAGE, PERSONAL EFFECTS, TRAVEL DOCUMENTS, MONEY AND CREDIT CARDS</b>	<b>\$25,000</b>
Subject to the following sub limits:	
Fire damage to property	\$5,000
Maximum limit any one item or pair of items	\$2,500
Deprivation of luggage	\$1,000
Replacement of travel documents	\$3,000
Unauthorised use of travel documents	\$5,000
Money lost or stolen	\$1,000
<b>SECTION 4 – DEATH AND DISABLEMENT BY INJURY</b>	<b>\$50,000</b>
<b>SECTION 5 – PERSONAL LIABILITY</b>	<b>\$2,500,000</b>
Subject to the following sub limits:	
Residential Property Damage	\$500,000
<b>SECTION 6 – KIDNAP AND RANSOM</b>	<b>\$250,000</b>
<b>SECTION 7 – RENTAL VEHICLE COLLISION DAMAGE &amp; THEFT EXCESS WAIVER</b>	<b>\$5,000</b>